

議案第 33 号

鳥取中部ふるさと広域連合規約を変更する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり鳥取中部ふるさと広域連合規約（平成 10 年鳥取県指令市振 3 第 1 号）の一部を変更する協議について、同法第 291 条の 11 の規定により、本議会の議決を求める。

平成 22 年 3 月 10 日

三朝町長 吉 田 秀 光

鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を改正する規約

鳥取中部ふるさと広域連合規約（平成10年県指令市振3第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																
（広域連合の処理する事務） 第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。 （1）<u>広域観光、広域文化、広域産業等の振興及び広域情報化の促進に関する事務</u> （2）～（11） 略 （広域連合が作成する広域計画の項目） 第5条 広域連合が作成する広域計画は、次の項目について記載するものとする。 （1）<u>広域観光、広域文化、広域産業等の振興及び広域情報化の促進に関する事業の実施に関連し広域連合及び関係市町が行う事務に関すること。</u> （2）～（12） 略 別表（第18条関係） <table> <tr> <th>区分</th><th>負担割合</th></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>滞納整理費</td><td> 基本負担金 均等割 30% 人口割 70% （最近の国勢調査人口による負担割合） 件数割（移管件数1件当たり1,000円） 徴収実績割（徴収した金額の30%） <u>取立訴訟（民事執行法（昭和54年法律第4号）第157条第1項に規定する取立訴訟をいう。以下同じ。）に係る経費は、当該取立訴訟案件の移管市町が負担する。</u> <u>取立訴訟による徴収金額は、翌年度の徴収実績割には算入しない。</u> </td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </table>	区分	負担割合	略		滞納整理費	基本負担金 均等割 30% 人口割 70% （最近の国勢調査人口による負担割合） 件数割（移管件数1件当たり1,000円） 徴収実績割（徴収した金額の30%） <u>取立訴訟（民事執行法（昭和54年法律第4号）第157条第1項に規定する取立訴訟をいう。以下同じ。）に係る経費は、当該取立訴訟案件の移管市町が負担する。</u> <u>取立訴訟による徴収金額は、翌年度の徴収実績割には算入しない。</u>	略		（広域連合の処理する事務） 第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。 （1）<u>ふるさと市町村圏計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に必要な連絡調整に関する事務</u> （2）～（11） 略 （広域連合が作成する広域計画の項目） 第5条 広域連合が作成する広域計画は、次の項目について記載するものとする。 （1）<u>ふるさと市町村圏計画の基本方針並びに同計画に基づく事業の実施に関連し広域連合及び関係市町が行う事務に関すること。</u> （2）～（12） 略 別表（第18条関係） <table> <tr> <th>区分</th><th>負担割合</th></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>滞納整理費</td><td> 基本負担金 均等割 30% 人口割 70% （最近の国勢調査人口による負担割合） 件数割（移管件数1件当たり1,000円） 徴収実績割（徴収した金額の30%） </td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </table>	区分	負担割合	略		滞納整理費	基本負担金 均等割 30% 人口割 70% （最近の国勢調査人口による負担割合） 件数割（移管件数1件当たり1,000円） 徴収実績割（徴収した金額の30%）	略	
区分	負担割合																
略																	
滞納整理費	基本負担金 均等割 30% 人口割 70% （最近の国勢調査人口による負担割合） 件数割（移管件数1件当たり1,000円） 徴収実績割（徴収した金額の30%） <u>取立訴訟（民事執行法（昭和54年法律第4号）第157条第1項に規定する取立訴訟をいう。以下同じ。）に係る経費は、当該取立訴訟案件の移管市町が負担する。</u> <u>取立訴訟による徴収金額は、翌年度の徴収実績割には算入しない。</u>																
略																	
区分	負担割合																
略																	
滞納整理費	基本負担金 均等割 30% 人口割 70% （最近の国勢調査人口による負担割合） 件数割（移管件数1件当たり1,000円） 徴収実績割（徴収した金額の30%）																
略																	

附 則

（施行期日）

- この規約は、公布の日から施行する。ただし、この規約による改正後の第4条及び第5条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- この規約による改正後の鳥取中部ふるさと広域連合規約別表の規定は、平成21年度に提起された取立訴訟から適用する。